

物品契約における制限付一般競争入札の試行対象案件の拡充について

1 経緯

区は、物品の購入に関する契約に係る入札について、受注を希望する事業者が入札に参加できる環境整備を目的とし、平成27年12月から、制限付一般競争入札を試行実施しています。

令和2年4月1日には、より多くの事業者が入札に参加しやすい環境を整備し、適正な入札を実施すること及び効率的な契約事務を執行することを目的として、制限付一般競争入札の試行対象案件を拡充しました。

その結果、制限付一般競争入札1件当たりの入札参加事業者数が増加し、また、指名競争入札の際に必要な入札参加事業者の選定に要する時間が短縮され、契約事務の効率的な執行が可能となりました。

このことを踏まえ、更に対象案件を拡充し、入札参加機会の拡大及び事務の効率化を図ります。

2 試行対象案件の拡充

制限付一般競争入札は、事業者自らが契約内容を把握し、入札参加を申請する制度であることを踏まえ、拡充する案件は、業務内容に関する技能及び資格等を受注者の要件としている以下の8業務とします。

	拡充する案件	現 行
試行対象案件	①運搬請負業務 ②プール管理業務 ③検査業務 (大気及び水質検査等) ④第三者評価業務 ⑤害虫駆除 ⑥クリーニング ⑦消防設備保守点検業務 ⑧データ入力	①物品購買 ②印刷製本 ③機械設備等の部品交換業務 ④廃棄物処理業務 ⑤賃貸借業務 ⑥建物、貯水槽及び雨水ます等の清掃業務

3 適用

令和3年4月1日以後に契約を締結する案件から適用します。